

# 地区計画ガイド 弥生3丁目地区

名 称		弥生3丁目地区 地区計画					
位 置		金沢市弥生3丁目の一部					
面 積		約 1.6 ha					
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、市中心部から南に約 2.5km の城南地域に位置し、周辺には住宅地が形成され、医療・福祉施設や金沢南総合運動公園が立地している。また、公共交通の重要路線が隣接しており、生活の利便性が高い地区である。本地区計画は、好立地条件を活かして業務施設の立地と低層住宅を中心とした土地利用を誘導し、まちなみ景観に配慮した住環境を創出することで、快適かつ魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。				
	土地利用の方針		周辺の住環境と調和のとれた住宅市街地の形成を図るため、本地区を2つの地区に区分し、適正な土地利用を図る。				
			<table border="1"> <tr> <td>業務地区</td> <td>一般住宅地区</td> </tr> <tr> <td>医療施設や金沢南総合運動公園に隣接する地区として、まちなみ景観に配慮した業務地区の形成を図る。</td> <td>既存住宅地と調和した、緑豊かでゆとりと落ち着きのある閑静な住宅地の形成を図る。</td> </tr> </table>	業務地区	一般住宅地区	医療施設や金沢南総合運動公園に隣接する地区として、まちなみ景観に配慮した業務地区の形成を図る。	既存住宅地と調和した、緑豊かでゆとりと落ち着きのある閑静な住宅地の形成を図る。
	業務地区	一般住宅地区					
医療施設や金沢南総合運動公園に隣接する地区として、まちなみ景観に配慮した業務地区の形成を図る。	既存住宅地と調和した、緑豊かでゆとりと落ち着きのある閑静な住宅地の形成を図る。						
建築物等の整備方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺の居住環境との調和を図り、景観的な配慮を行う。街区の形成は、それぞれの土地利用にふさわしい意匠とし、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を行う。					
地区整備計画	地区の区分	名称	<table border="1"> <tr> <td>業務地区</td> <td>一般住宅地区</td> </tr> <tr> <td>約 0.3ha</td> <td>約 1.3ha</td> </tr> </table>	業務地区	一般住宅地区	約 0.3ha	約 1.3ha
		業務地区	一般住宅地区				
	約 0.3ha	約 1.3ha					
	面積						
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(2) 葬儀場</li> <li>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物</li> </ul>						
建築物の敷地面積の最低限度	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 公衆浴場</li> <li>(5) 危険物（消防法別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の1/5未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</li> </ul>				
	150 m <sup>2</sup>						

		地区の区分	業務地区	一般住宅地区
		地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺等を基調とした落ち着いた色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。</p>			
垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合は除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>			
理由		<p>開発事業により整備がなされた本地区において、周囲の環境と調和した良好な市街地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>		

●弥生3丁目地区 地区計画は、令和5年10月2日に都市計画決定しました。

別表
----

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた 色 調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5 R	4以下	3以下
	Y R	6以下	4以下
濃茶	5 Y R	4以下	3以下
濃緑	2.5 G	3以下	2以下
濃紺	2.5 B	3以下	2以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

## 弥生3丁目地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

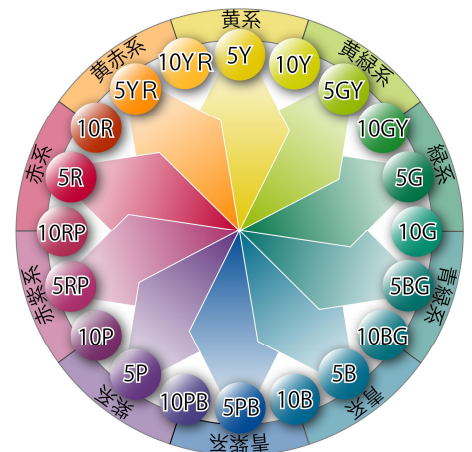
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

### ● 「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■ マンセル色相環



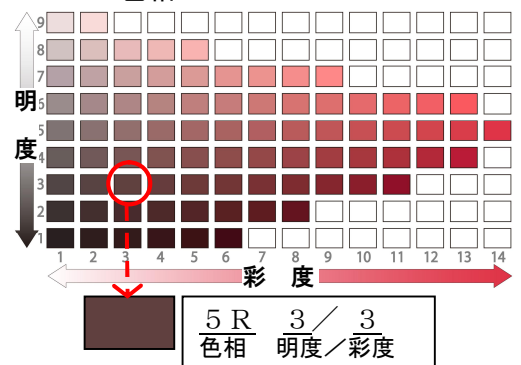
### ● 「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### ● 「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■ 5Rの色相



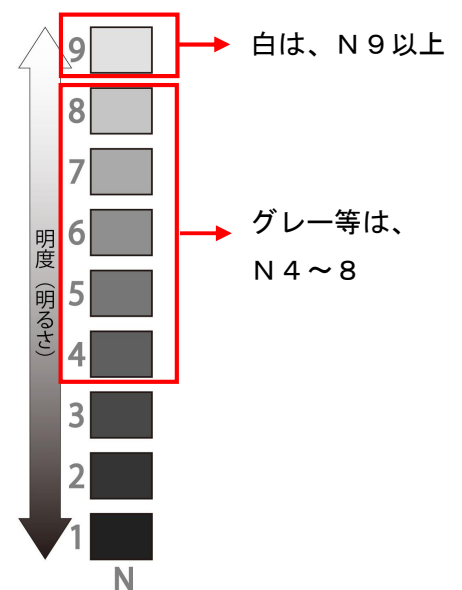
### ● マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

### ● 地区整備計画の色彩基準

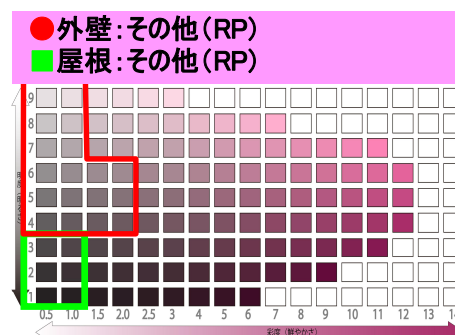
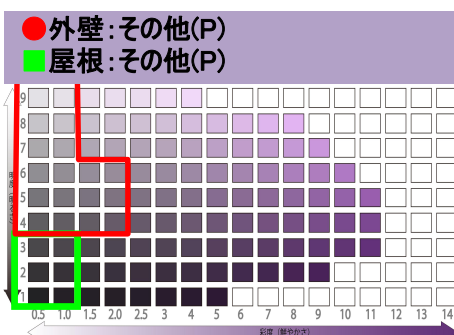
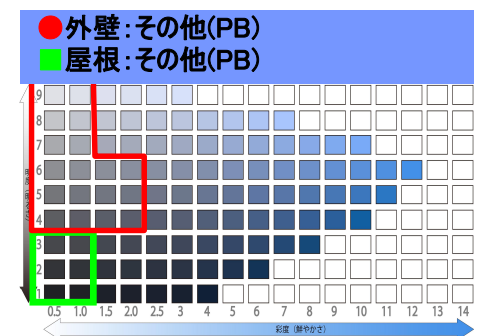
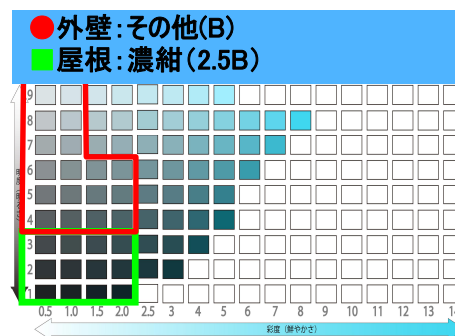
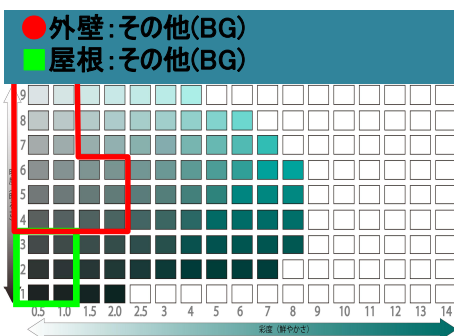
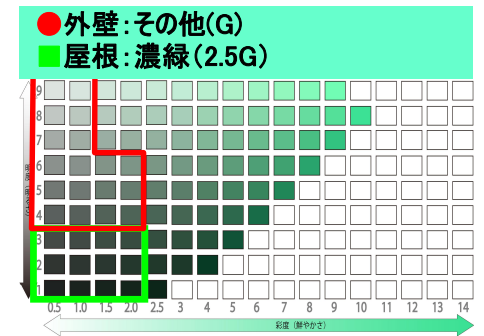
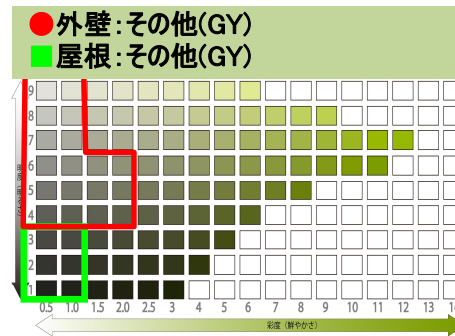
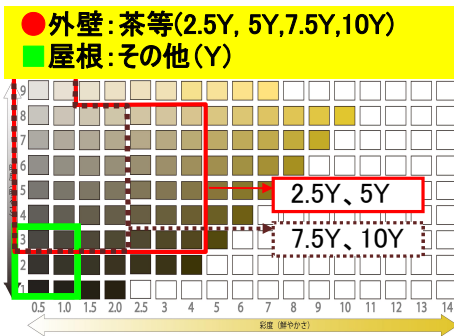
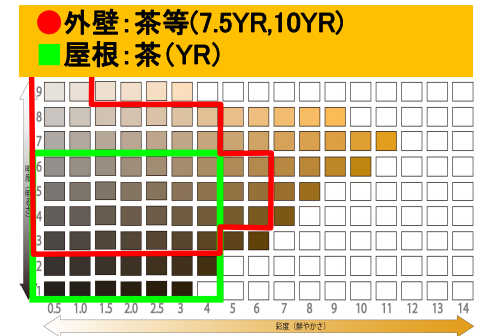
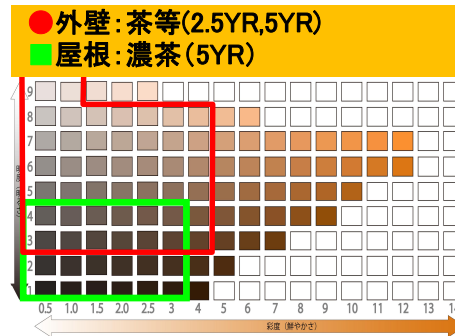
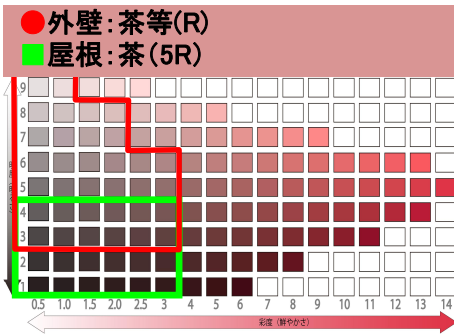
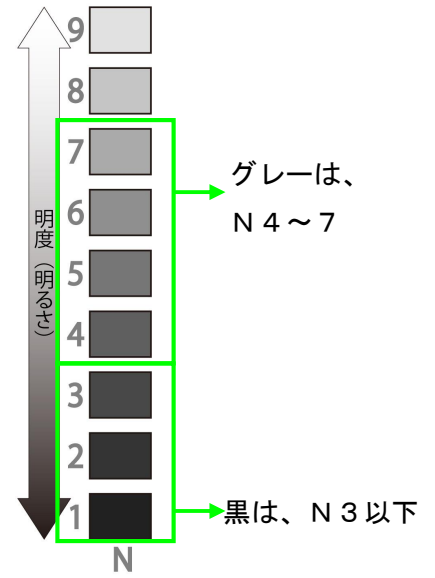
#### ① 外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
	3, 7～8	4以下	
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下



色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。